



広報

こしがや

6月1日

昭和47年(1972) No. 425

編集

越谷市役所企画部広報課

昭和32年8月5日第3種郵便物認可
毎月2回(1日、15日発行)



外人客とダルマ

農家の副業として長い伝統をもつ越谷のダルマづくりは、毎年10月下旬から4月ごろにかけて農家の庭先でつくられます。最近では外人観光団の観光コースの名物ともなり、見物する来客がたえない、ということです。

(大里中村千代松さん宅で) 写真提供 写真友の会瀬尾英明さん(大林306)

市史編さんだより

(92)

し、近隣の者にも頼まれることが多く、訪問者の絶える間もなかつたという。

碑の小泉栄泉は、江戸本所の石原で代々町役人を勤める大家の子に生まれた。

越ヶ谷宿が奥州街道の宿駅として繁昌するにつれて、旅籠屋や商家の規模は大きくなり、生活の面も豊かになつていった。

経済的ゆとりは精神面の豊かさとなり、おのずから文化生活化

という形となつて現われたことは必然で、大商人や大農家の子弟が

越ヶ谷宿の大商人「あぶら吉兵衛」またの名「塙屋吉兵衛」の家には文化、文政期に多くの江戸

文芸人が出入りしている。

池田山鼎・伊能永鯉・釧敬順・

遠山瀬閣・青木一夢・館萬鯉・小

原通斎等である。

池田山鼎にあつては、吉兵衛

の絵、扇子に絵を描くことをよく

居中、風邪がもとで天保九年六月

二十日、茶・花の門人にみとられ

ながら、風流の生涯をとじ、茶道

の文化との交流による所産であつ

たと見たら誤りだらうか。



(写真は、草加・東福寺境内にある碩月庵一桂宗栄居士の墓碑)

**実印は
大切にしましよう**

印鑑登録証明書は、みなさん持つてくる実印と市役所に登録してある印鑑とが、まちがついていかどうかを十分確めたうえで発行しています。

ところが、本人の知らない間に身内の方などが実印と委任状を持ってきて、証明書を取り、いろいろと問題になった例があります。

実印は、あなたの財産を守る大切なのですから慎重に取扱いましょう。

印鑑登録証明発行の 保護のために

本人の申し出により、本人または本人が指定した方以外には印鑑の登録変更または印鑑登録証明書の発行を制限し、本人を保護する方法があります。

この申請を希望する方は、本人の写真または、本人が指定した方の写真と実印を持参し、市民課窓口までおいでください。

写真については、制限がありますので、市民課へおたずねください。

電話64-1211-1内線278
なお、この有効期間は一年以内で経過したときは更新の手続が必要です。

**国民年金
保険料(定額分)が
550円になります**

保険料の未納は ありませんか

国民年金保険料は、現在定額分は四五〇円ですが七月分からは一ヶ月五五〇円に改められます。これにともない所得比例制(加算年金)加入者の保険料も現在一ヶ月八〇〇円が九〇〇円に改められます。しかし、五年年金の保険料七五〇円は従来とかわりありません

国民年金は、一定期間以上保険料の納付がない場合には年金の支給が受けられなくなります。特に現在三十五歳以上の方で未納期間のある方は、これから六十

清潔な町こしがやを

わたしの発言



蒲生旭町 岸 田 淳

町をもつときれいに出来ないものでしょうか?

子どもは、キャンデーの棒や、チュウインガムを道路になげてます。

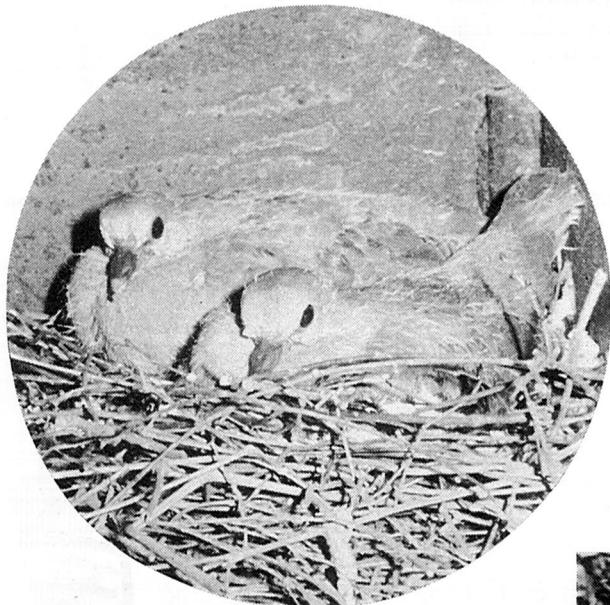
連れの親もそれをみていて、平気で何も言わない。母親も一緒に食べている。

父親はタバコに火をつけたマッチ棒を平然と足もとに投げ、吸い終ったタバコのすいがらもまた、路上に投げ捨て、それを見る第三者も本人も何とも感じない。

我が家愛する越谷市だけはもつと誇りたかき清潔な町であります。



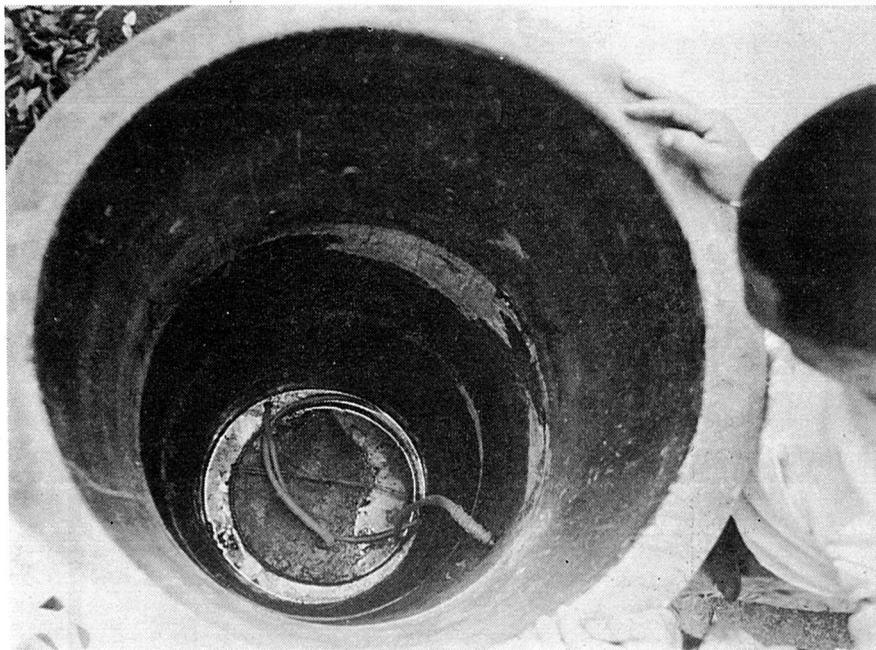
↑ ふじまつり開かれる



→ 元気に飛び立つシラコバト

市内東小林栗原昭さんの経営する昭和自動車修理工場の屋根裏には、去る四月頃からシラコバトが巣をつくり、二個のタマゴを抱いていましたが、このほど二個とも無事にヒナにかえりました。生まれてからすでにもう一ヶ月いままで親鳥が運んできてくれたエサを「ピーー」と鳴きながら食べていましたが、今まですっかり成長し、元気に外を飛び回っています。

恒例の久伊豆神社の藤まつりがことしも4月29日から5月15日まで盛大に催され、たくさんの見物人でぎわいました。長さ1メートル以上にもおよび見事な淡い紫色の花房のしたではアマチュアカメラマンの撮影会、民謡大会や芸妓のおどりなどが行なわれ一層にぎわいを加えていました。



市内平方東の農業中村勝さん方では、約10年前から煮たきやお湯をわずかず燃料に庭先の古井戸から出る天然ガスを使っており、火力もプロパンガスとほとんど同じ、使い始めた10年前にくらべ一向に衰えるようすもないとあって、近所の人たちをうらやましがらせていました。

天然ガスがふき出して大々的な利用法や埋蔵量など専門家に聞くとせず、天然ガスでわかつたお茶をすすめながら「多分メタンガスだろう」といたつてのんきに話してくれました。

→ 燃料代が浮きます 古井戸から天然ガスが

いるのはいまから50年前に掘った

という深さ約一三〇メートルの古

井戸、井戸の中にガスをためるド

ラムカンを入れ、ビニールホース

とほとんど同じ、使い

めて一万円。

これはいまから50年前に掘った

といふのが、この古

井戸、井戸の中にガスをためるド

ラムカンを入れ、ビニールホース

とほとんど同じ、使い

めて一万円。

青少年フォークダンスの集い

毎週木曜日、市内の青少年が集まって、フォークダンスや、歌、ゲームなどをして、青春の一晩を楽しんでいます。どうぞみなさんおいでください。

とき 每週木曜日午後6時30分から9時まで
ところ 市立体育館

問い合わせは市教育委員会社会体育係へ。
電話 64-2111 内線 425

消防設備士試験のお知らせ

埼玉県では、昭和四十七年度消防設備士試験を次のとおり行ないます。なお、受験願書は越谷市消防本部予防課予防係にあります。

試験期日 筆記試験は7月9日午前9時30分から、実技試験は7月20日、21日、24日、25日のうち指定する日

試験場所 埼玉県消防学校

受験願書受付け（郵送は認めない） 6月26日、27日の2日間

午後4時まで

その他詳細については県消防

防災課にお問い合わせください

電話○四八八二二一四一四九

または○四八八二二一八八一一

内線四二五

スポーツ教室で体力づくり



健康的で明るい生活は、丈夫な強いからだから……。

市教育委員会では、市民の方々の体力づくり、健康的な生活づくりを目標に、ことしも市内の体育施設を活用して、たくさんのスポーツ教室を開催します。

日頃、スポーツに親しむ機会に恵まれない青少年、家庭婦人、一般社会人の方々、すすんで参加されるようご案内します。

▽申し込み方法
教室名、氏名、住所を記入して
市教育委員会社会体育係へ申
し込みください。
▽電話 64-1211-1内線419
△加入定員になり次第しめ切ります
ので、早目に申し込みください
△スポーツ安全協会傷害保険の
有効のスポーツ安全協会傷害保
険に加入していただきます。

※ 少年少女対象

教室名	剣道	柔道	陸上	サッカー
期間	7月27日(木)～8月6日(日)	6月6日(火)～8月29日(火) 毎週火曜日	6月5日(月)～8月28日(月) 毎週月曜日	6月7日(水)～8月30日(水) 毎週水曜日
時間	14:00～16:00	18:00～20:00	15:30～17:30	15:30～17:30
会場	市立体育館	市立体育館	巡回	巡回
定員	100	100	50	50
内容	基礎技能から試合まで	基礎技能	走、跳、投の基礎技能	基礎技能から簡易ゲームまで

※ 一般対象

教室名	トランポリン	庭球	剣道	柔道	バドミントン	スキー
期間	6月2日(金) ～8月25日(金) 毎週金曜日	6月7日(水) ～8月30日(水) 毎週水曜日	7月27日(木) ～8月6日(日)	6月6日(火) ～8月29日(火) 毎週火曜日	9月5日(火) ～12月5日(火) 毎週火曜日	1月24日(水) 25日(木) 26日(金)
時間	18:00～20:00	18:00～20:00	14:00～16:00	18:00～20:00	18:00～20:00	
会場	市立体育館	市立体育館	市立体育館	市立体育館	市立体育館	未定
定員	30	50	100	100	50	100
内容	基礎技能から応用技能	基礎技能から簡易ゲームまで	基礎技能から試合まで	基礎技能	基礎技能から簡易ゲームまで	基礎技能

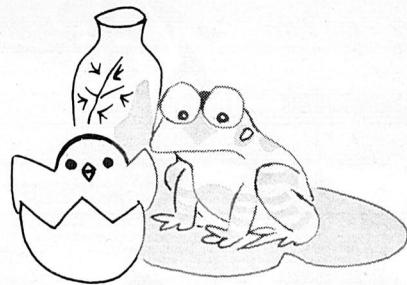
※ 家庭婦人対象

教室名	軽スポーツ	バレーボール	ソフトボール	卓球
期間	6月6日(火)～8月29日(火) 毎週火曜日	6月1日(木)～8月31日(木) 毎週木曜日	6月6日(火)～8月29日(火) 毎週火曜日	6月7日(水)～8月30日(水) 毎週水曜日
時間	13:00～15:00	9:30～11:30	9:30～11:30	13:00～15:00
会場	市立体育館	市立体育館	東小林グランド	市立体育館
定員	100	100	50	50
内容	F・Dを中心とする各種スポーツ、健康美体操	基礎技能から簡易ゲームまで	基礎技能から簡易ゲームまで	基礎技能から簡易ゲームまで

みんなの作品

かえるとたまごととっくり

新方小5年 坂巻和夫



かえるは
おふろがきらいで
「かえる、かえる」という
たまごは
「たまたまたんだ。ゆっ
くりあつたまつていこう」
「そうだよ。とっくりあつ
たまつていこうよ」
と、とっくりもいっただ。
ふろからあがつてそとへで
た。
「かえろう」
と、かえるがいっただ。
とちゅうで人があるいてき
た。
「とっぷり、ひがくれた」
と、とっくりがいっただ。
そのとき、とっくりは
人につまみあげられて
もちざられた。
かえるとたまごは、
そっとあとをつけていった
とっくりは
テーブルの上にのせられ、
かえるとたまごととっくり

かえるとたまごは、
たまごは
「かえる、かえる」という
たまごは
「おもくとおもつて
たすけよう」といっただ。
かえるとたまごは、
とつくりは
おもくとあがらないので
あきらめた。
そのとき、たまごは
あしをすべらせて
コロコロところがつていつ
た。
しかたなく
かえるはかえつた。
たまごは、とりごやのなか
に
ころがりこんで
小さなひになつた。
かえるはいにとびこんだ
そして、あなにはいって
ねむりはじめた。

みんな
かえるとたまごととっくり
は
はなればなれになつた。
したがつて江戸時代には、
水の流し場所で
村と村とのあら
なると、人々は白はしままで
それがたえませ

越谷の農業用水

越谷市は水郷こしがやといわれ、大小の川にめぐまれています。その中の一つ葛西用水路（かさいようすいろ）に水が入った今ごろは、瓦曾根堰（かわらそねせき）の水辺に魚つりの人でにぎわっています。また、雨がふりつづいて川の水があふれそうな時は、くもりつづけました。これを雨乞（あまごい）といいます。

この葛西用水はもと中島用水といい、寛永六年（一六二九年）につくられ、瓦曾根堰は慶長年間（一五九六年）とつくりられました。それでも、日々といわれます。

この用水はお米をつくるのに必要な水で、水田を主な農業としていた越谷地方の人たちの生活にとっては、なくてはならない大切なものの一つでした。



んでした。

現在はこの水あらそいもなく大水の被害も少ないので、水は青く満ちあふれ、静かに流れているように見えます。でもこの水も、日ごろのそとで神さまや仏さまに、雨のふるのをけんめいにいのいえにはいりこんだがたすけようとおもつて、あきらめた。そのとき、たまごは、おもくとあがらないのであしをすべらせて、コロコロところがつていつた。

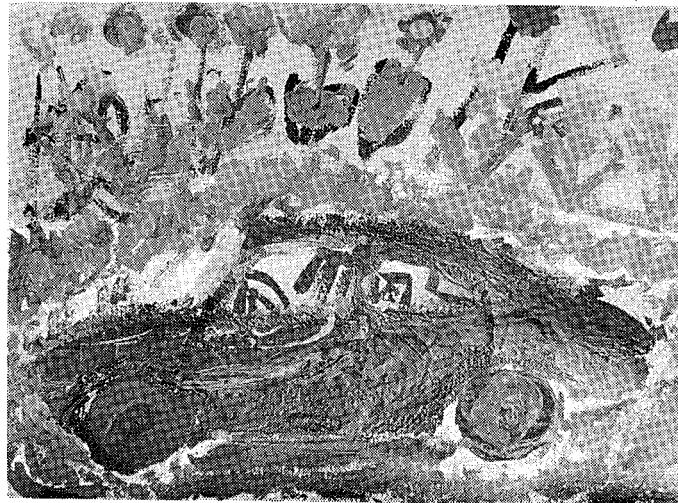
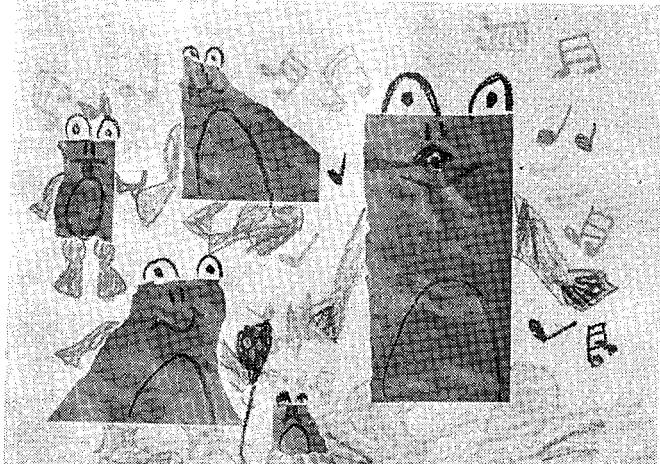
かえるとたまごは、とつくりは、おもくとあがらないのであしをすべらせて、コロコロところがつていつた。

かえるはかえつた。たまごは、とりごやのなかにころがりこんで小さなひになつた。かえるはいにとびこんだそして、あなにはいってねむりはじめた。

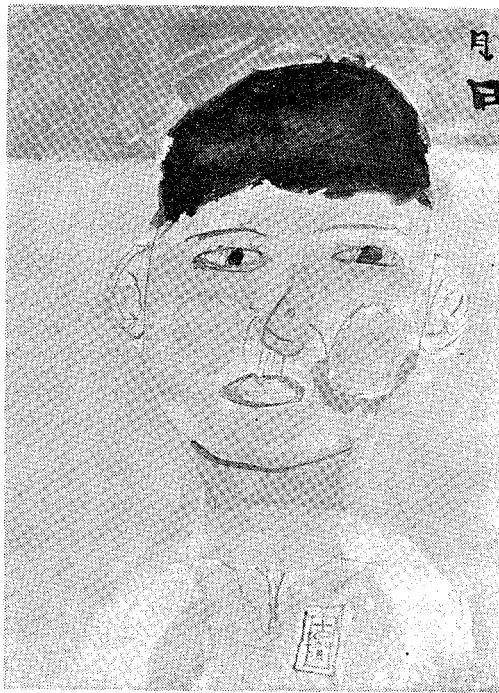
かえるとたまごととっくりはなればなれになつた。したがつて江戸時代には、水の流し場所で村と村とのあらなると、人々は白はしままでそれがたえませ

新方小2年 もとやまさひと→

かえるの合唱新方小1年たけだのりこ



みんなの
作品



こどもの
ペイント

ともだち新方小3年 大山光治

こどもクイズ

(第6回)

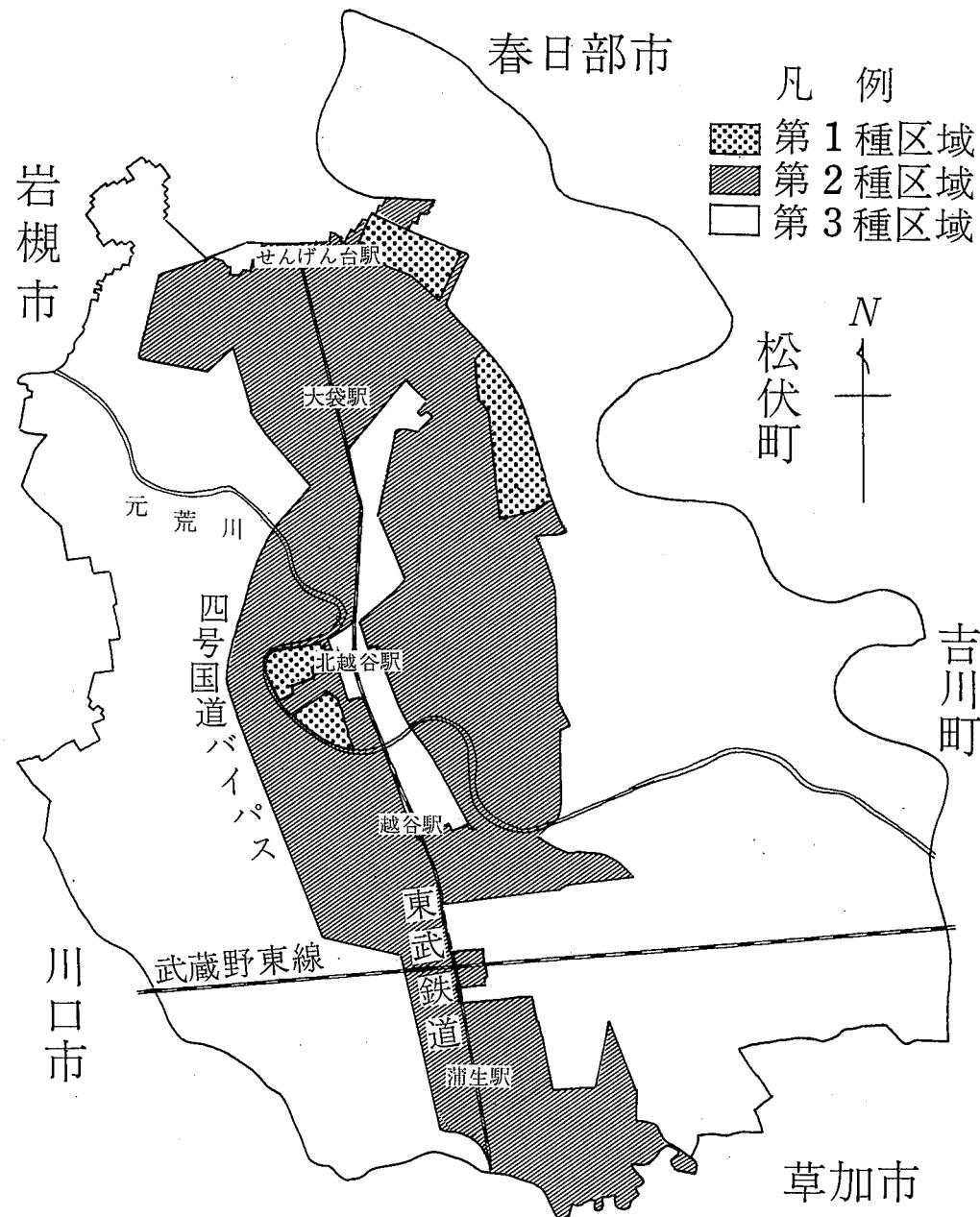
〔問題〕越谷の農業用水の1つである〇〇〇〇は今から約340年前に出たものです。

☆応募のしかた☆

- 1 ○の中にあてはまる字だけを書いて、からな
ずハガキでお答えください。
- 2 住所、名まえ、学年、学校名をはっきり書い
てください。
- 3 しめ切りは、6月15日消印のものまでとしま
す。
- 4 送り先は、越谷市越ヶ谷4丁目2番1号郵便
番号343 越谷市役所内広報課こどもクイズ係

- 5 正解者10名のみなさんに賞品をおくります。
正解者多数の場合は抽せんです。
- 6 応募のできる人は、市内の小学校、中学校に
通学しているみなさんです。
- 7 当選者発表は7月15日号広報こしがやこども
のページに掲載します。

越谷市新騒音規制法地域指定図



区域区分	第1区 種域	第2区 種域	第3区 種域	第4区 種域
時間の区分				
昼間	50	55	65	70
午前8時～午後7時	ホン以下	ホン以下	ホン以下	ホン以下
朝・夕				
午前6時～午後10時	45	50	60	65
午前8時～午後7時	ホン以下	ホン以下	ホン以下	ホン以下
午後10時～翌午前6時	45	45	50	60
午後10時～翌午前6時	ホン以下	ホン以下	ホン以下	ホン以下

騒音規制の時間および区域ごとの規定
特定工場等において発生する騒音の規制基準

▽1=10ホン飛行機のエンジン
の近く ▽1=10ホン自動車の警笛（前方二メートル、リバット打ち） ▽1=10ホン電車が通ると
きのガード下 ▽九=10ホン大声による独唱、騒々しい工場の中 ▽
八=10ホン地下鉄の車内、国鉄の車内 ▽七=10ホン電話のベル、騒々
しい事務所の中 ▽六=10ホン静か
な乗用車、普通の会話 ▽五=10
ホン静かな事務所 ▽四=10ホン市内の深夜、図書館 ▽三=10ホン郊外
の深夜、ささやき声 ▽二=10ホン
木の葉のふれあう音

申込み 往復ハガキに住所
東部清掃組合、老人ホーム「順正苑」、北部浄水場、宮内庁御
獵場、消防署谷中分署
人員 30人
申込み 往復ハガキに住所
氏名、年齢、職業、電話のある
方は電話番号を記入の上、6月
15日までに市役所企画部広報課
(越谷市越ヶ谷四一ーーー)へ
お申し込みください。なお、団
体(20~30人)の施設めぐりも
受付けています。くわしくは広
報課へお問い合わせください。

電話 64-12111 内線三四五

騒音規制法の改正で 規制地域等の指定範囲が拡大 ことしの五月一日から施行

騒音規制法の今回の改正で規制する騒音、および特定建設作業によって発生する騒音についても左た。これにより特定工場等で発生表のように規制地域の指定、区域が第三種区域の適用となります。

専用地域になりますが、越谷市の場合は、これらについては用途地域がありませんので、第四種地域の該当はありません。規制基準は左下の表のとおりですが、今後、用途地域の変更などがあった場合は、区域区分も変更ができます。また、建設作業によるもので特層規制が強くなつたわけです。
なお、騒音規制法の改正は、昭和四十七年五月一日から施行されました。

第四種区域は、工業地域、工業定建設作業に該当するものは届出が必要です。くわしいことは市商工課公害係（電話64-12111）にあります。このように直接生活に結びつく公害とあって今回の地域区分による法律の改正により、一層規制が強くなつたわけです。
昨年の市に持ち込まれた公害苦情件数でも、騒音によるものが年間三十八件もあり、トップを占めています。このように直接生活に結びつく公害とあって今回の地域区分による法律の改正により、一層規制が強くなつたわけです。
なお、騒音規制法の改正は、昭和四十七年五月一日から施行されました。

施設めぐりに参加ください

給食センターなど
5か所を見学



6月は 26日に

